



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年6月3日金曜日 第2272号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....  | 522 |
| 土地改良事業の工事の完了.....       | 522 |
| 肥料登録有効期間の更新.....        | 522 |
| 解除予定保安林にする旨の通知.....     | 522 |
| 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....  | 522 |
| 落札者等の告示（3件）.....        | 523 |
| 土地改良事業の工事完了の届出（5件）..... | 523 |
| 土地改良区役員の就退任の届出（3件）..... | 524 |
| 開発行為に関する工事の完了（3件）.....  | 525 |
| 道路の区域変更（一般国道440号外）..... | 526 |
| 道路の区域変更（県道網代鳥越線）.....   | 526 |
| 道路の区域変更（県道網代鳥越線）.....   | 526 |
| 道路の供用開始（"）.....         | 527 |
| 落札者等の告示.....            | 527 |

### 公 告

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 争議行為の通知の公表..... | 527 |
|-----------------|-----|

### 公安委員会規則

|  |     |
|--|-----|
| 愛媛県道路交通規則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則..... | 528 |
|--|-----|

### 正 誤

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 平成23年5月17日付け第2267号中..... | 529 |
|--------------------------|-----|

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第735号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、今治市菊間町長坂地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年6月3日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・長坂地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成23年6月6日から平成23年7月1日まで
- 縦覧場所  
今治市役所菊間支所

#### ○愛媛県告示第736号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和

24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成23年6月3日

愛媛県知事 中村時広

| 土地改良事業の名称                   | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-----------------------------|----------------|-----------------|
| ため池等整備事業                    | 宮ノ谷地区          | 平成23年2月1日       |
| 湛水防除事業                      | 高田地区           | 平成23年2月28日      |
| 農業用排水施設整備事業、ため池等整備事業、農地保全事業 | 小松南川地区         | 平成23年3月16日      |

#### ○愛媛県告示第737号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成23年6月3日

愛媛県知事 中村時広

| 登録有効期限    | 登録番号      | 肥料の種類   | 肥料の名称        | 保証成分（%）             | その他の規格                            | 生産業者の氏名又は名称及び住所                |
|-----------|-----------|---------|--------------|---------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 平成26年6月2日 | 愛媛県第1274号 | 混合有機質肥料 | 南海混合有機質肥料6-5 | 窒素全量6.0<br>りん酸全量5.0 | 含有を許される成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり | 南海物産株式会社<br>愛媛県松山市古三津2丁目20番38号 |

#### ○愛媛県告示第738号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月3日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所  
東温市山之内字古屋敷乙678の4
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第739号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底ぎ網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成23年6月3日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成23年 6 月 3 日から 6 月16日まで

○愛媛県告示第740号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る物品等の名称及び数量     | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地       | 落札者を決定した日    | 落札者の氏名及び住所                        | 落札金額        | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日        |
|---------------------|-------------------------------|--------------|-----------------------------------|-------------|---------------|--------------|
| 質量分析付液体クロマトグラフィー 1式 | 愛媛県出納局会計課<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成23年 5 月16日 | 株式会社日進機械松山支店<br>愛媛県松山市余戸南3丁目6番27号 | 27,132,000円 | 一般競争入札        | 平成23年 3 月22日 |

○愛媛県告示第741号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地       | 落札者を決定した日    | 落札者の氏名及び住所                        | 落札金額        | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日        |
|-----------------|-------------------------------|--------------|-----------------------------------|-------------|---------------|--------------|
| 面内せん断試験装置 1式    | 愛媛県出納局会計課<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成23年 5 月16日 | 株式会社日進機械松山支店<br>愛媛県松山市余戸南3丁目6番27号 | 31,080,000円 | 一般競争入札        | 平成23年 3 月22日 |

○愛媛県告示第742号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地       | 落札者を決定した日    | 落札者の氏名及び住所                         | 落札金額        | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日       |
|-----------------|-------------------------------|--------------|------------------------------------|-------------|---------------|-------------|
| 地震体験車 1台        | 愛媛県出納局会計課<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成23年 5 月25日 | 菱相自動車工業株式会社<br>神奈川県横浜市金沢区鳥浜町13番地10 | 20,998,950円 | 一般競争入札        | 平成23年 4 月5日 |

○愛媛県告示第743号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西条市下島山土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年 6 月 3 日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-----------|----------------|-----------------|
| ため池等整備事業  | 加納戸池地区         | 平成23年 1 月31日    |

○愛媛県告示第744号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年 6 月 3 日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

| 土地改良事業の名称           | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|---------------------|----------------|-----------------|
| 県単独補助土地改良事業（かんがい排水） | 東相生地区          | 平成23年 3 月10日    |

○愛媛県告示第745号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西条市氷見土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年 6 月 3 日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-----------|----------------|-----------------|
| 農業用道路整備事業 | 氷見地区           | 平成23年 2 月28日    |

○愛媛県告示第746号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西条市三芳土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が

完了した旨の届出があった。

平成23年 6 月 3 日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

|             |                |                 |
|-------------|----------------|-----------------|
| 土地改良事業の名称   | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
| 農業用排水施設整備事業 | 六反地下地区         | 平成23年 3 月28日    |

○愛媛県告示第747号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西条市吉岡土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年 6 月 3 日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

|           |                |                 |
|-----------|----------------|-----------------|
| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
| 農業用道路整備事業 | 吉岡西部地区         | 平成23年 3 月10日    |
| 暗渠排水事業    | 吉岡西部地区         | 平成21年 3 月25日    |

○愛媛県告示第748号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市祝谷土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 6 月 3 日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 松 本 清 俊 | 松山市祝谷五丁目 4 番 7 号 |
| "     | 長谷川 学   | 松山市祝谷四丁目 8 番16号  |
| "     | 西 山 誉志道 | 松山市祝谷一丁目 7 番24号  |
| "     | 能 田 貢   | 松山市祝谷四丁目 6 番 5 号 |
| "     | 古茂田 一   | 松山市祝谷二丁目 7 番38号  |
| "     | 野 本 孫 彦 | 松山市祝谷六丁目1201番地   |
| "     | 古茂田 宏 則 | 松山市祝谷一丁目 7 番 4 号 |
| "     | 松 本 邦 男 | 松山市祝谷五丁目 3 番26号  |
| "     | 中 山 節 子 | 松山市祝谷二丁目 2 番 6 号 |
| "     | 栗 林 昭 三 | 松山市祝谷五丁目 4 番 5 号 |
| "     | 野 本 桂 子 | 松山市祝谷五丁目 7 番 4 号 |
| "     | 野 本 繁 樹 | 松山市祝谷六丁目1260番地   |
| "     | 松 本 清 哲 | 松山市祝谷三丁目 6 番 1 号 |
| 監 事   | 松 田 一 郎 | 松山市祝谷六丁目1325番地   |
| "     | 丸 山 隆   | 松山市祝谷四丁目 9 番22号  |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 松 本 清 俊 | 松山市祝谷五丁目 4 番 7 号 |
| "     | 松 田 一 郎 | 松山市祝谷六丁目1325号    |
| "     | 古茂田 準 一 | 松山市祝谷二丁目 9 番16号  |

|     |         |                  |
|-----|---------|------------------|
| "   | 能 田 貢   | 松山市祝谷四丁目 6 番 5 号 |
| "   | 山 本 良 文 | 松山市祝谷一丁目 7 番23号  |
| "   | 野 本 菅 栄 | 松山市祝谷六丁目1209番地   |
| "   | 古茂田 宏 則 | 松山市祝谷一丁目 7 番 4 号 |
| "   | 松 本 邦 男 | 松山市祝谷五丁目 3 番26号  |
| "   | 中 山 節 子 | 松山市祝谷二丁目 2 番 6 号 |
| "   | 栗 林 昭 三 | 松山市祝谷五丁目 4 番 5 号 |
| "   | 野 本 桂 子 | 松山市祝谷五丁目 7 番 4 号 |
| "   | 古茂田 修   | 松山市祝谷六丁目1296番地   |
| "   | 松 本 義 雄 | 松山市祝谷四丁目 2 番 8 号 |
| 監 事 | 野 本 和 馬 | 松山市祝谷六丁目1301番地 3 |
| "   | 丸 山 隆   | 松山市祝谷四丁目 9 番22号  |

○愛媛県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 6 月 3 日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 家 久 恒 和 | 松山市北梅本町2841番地   |
| "     | 永 井 武 信 | 松山市北梅本町2829番地   |
| "     | 宮 内 明 治 | 松山市北梅本町2251番地 2 |
| "     | 森 貞 幹 夫 | 松山市北梅本町2335番地   |
| "     | 八 木 嘉 廣 | 松山市北梅本町888番地 3  |
| "     | 奥 村 敦 視 | 松山市北梅本町1152番地   |
| "     | 奥 村 和 孝 | 松山市南梅本町乙190番地 1 |
| "     | 宮 内 康 二 | 松山市北梅本町813番地 2  |
| "     | 松 本 範 良 | 松山市平井町3506番地    |
| "     | 宮 内 勝 正 | 松山市南梅本町607番地    |
| "     | 家 久 英 雄 | 松山市南梅本町756番地    |
| "     | 宮 内 保   | 松山市南梅本町764番地    |
| "     | 和 田 正 寛 | 松山市南梅本町813番地    |
| "     | 高 岡 敏 夫 | 松山市南梅本町237番地 3  |
| "     | 桑 原 英 信 | 松山市南梅本町863番地    |
| "     | 久 保 武 志 | 松山市南梅本町1133番地   |
| "     | 田 中 孝 明 | 松山市水泥町693番地 1   |
| "     | 山 本 幸 雄 | 東温市西岡749番地      |
| 監 事   | 宮 内 賢 三 | 松山市南梅本町630番地 2  |
| "     | 宮 内 順 三 | 松山市北梅本町2047番地   |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 永 井 達 雄 | 松山市小野町37番地      |
| "     | 永 井 武 信 | 松山市北梅本町2829番地   |
| "     | 八 木 清 文 | 松山市北梅本町2273番地   |
| "     | 森 貞 幹 夫 | 松山市北梅本町2335番地   |
| "     | 森 貞 敬 一 | 松山市北梅本町934番地    |
| "     | 奥 村 敦 視 | 松山市北梅本町1152番地   |
| "     | 奥 村 和 孝 | 松山市南梅本町乙190番地 1 |

|    |       |                 |
|----|-------|-----------------|
| "  | 宮内 康二 | 松山市北梅本町813番地 2  |
| "  | 松本 範良 | 松山市平井町3506番地    |
| "  | 宮内 勝正 | 松山市南梅本町607番地    |
| "  | 家久 英雄 | 松山市南梅本町756番地    |
| "  | 宮内 保  | 松山市南梅本町764番地    |
| "  | 津川 満洋 | 松山市南梅本町793番地    |
| "  | 渡部 寛一 | 松山市南梅本町926番地    |
| "  | 桑原 英信 | 松山市南梅本町863番地    |
| "  | 久保 武志 | 松山市南梅本町1133番地   |
| "  | 田中 孝明 | 松山市水尾町693番地 1   |
| "  | 岡本 文昭 | 東温市西岡788番地      |
| 監事 | 宮内 賢三 | 松山市南梅本町630番地 2  |
| "  | 伊藤 博  | 松山市北梅本町2032番地 2 |

|    |        |                  |
|----|--------|------------------|
| "  | 芳野 勝志  | 松山市和気町二丁目949番地   |
| "  | 芳野 紀由  | 松山市和気町一丁目195番地 6 |
| "  | 芳野 国広  | 松山市和気町一丁目217番地   |
| "  | 芳野 恵三  | 松山市和気町二丁目1019番地  |
| "  | 浜岡 英俊  | 松山市和気町二丁目972番地   |
| "  | 小笠原 壮一 | 松山市和気町二丁目1014番地  |
| "  | 芳野 龍男  | 松山市和気町一丁目220番地   |
| 監事 | 岡本 一孝  | 松山市和気町一丁目225番地   |
| "  | 芳野 宏史  | 松山市和気町一丁目120番地 1 |
| "  | 芳之内 一磨 | 松山市和気町二丁目970番地   |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名    | 住 所              |
|-------|--------|------------------|
| 理事    | 芳野 英治  | 松山市和気町一丁目197番地   |
| "     | 芳野 勝志  | 松山市和気町二丁目949番地   |
| "     | 芳野 紀由  | 松山市和気町一丁目195番地 6 |
| "     | 芳野 正光  | 松山市和気町一丁目116番地 3 |
| "     | 芳野 恵三  | 松山市和気町二丁目1019番地  |
| "     | 河内 正利  | 松山市和気町二丁目1033番地  |
| "     | 芳野 龍男  | 松山市和気町一丁目220番地   |
| "     | 小笠原 壮一 | 松山市和気町二丁目1014番地  |
| 監事    | 岡本 一孝  | 松山市和気町一丁目225番地   |
| "     | 芳野 宏史  | 松山市和気町一丁目120番地 1 |
| "     | 芳之内 一磨 | 松山市和気町二丁目970番地   |

○愛媛県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市和気浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年6月3日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

就 任

| 役員の種類 | 氏 名   | 住 所            |
|-------|-------|----------------|
| 理事    | 芳野 英治 | 松山市和気町一丁目197番地 |

○愛媛県告示第751号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年6月3日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

| 検査済証の番号及び交付年月日            | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                           |
|---------------------------|---------------------------|--|
| 23中局建（開）第5号<br>平成23年5月25日 | 伊予郡松前町大字北川原字西開892番2       | 松山市鷹子町520番地1<br>Falco bambino205号<br>戒田 賀宏 |

○愛媛県告示第752号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年6月3日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

| 検査済証の番号及び交付年月日            | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                  |
|---------------------------|--|-----------------------------------|
| 23中局建（開）第6号<br>平成23年5月26日 | 東温市南方字東森1651番1、1651番2、1652番2、1652番3、1652番5、1652番7、1652番8及び1653番1 | 香川県三豊市詫間町詫間1338番地128<br>株式会社吉田石油店 |

○愛媛県告示第753号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年6月3日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

|                           |                               |  |
|---------------------------|-------------------------------|--|
| 検査済証の番号<br>及び交付年月日        | 工事を完了した開発区域又は<br>工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名                     |
| 23中局建(開)第7号<br>平成23年5月27日 | 伊予郡松前町大字永田字銭塚42番2             | 松山市保免中1丁目8番5号<br>ノースウイング保免B-203号<br>向井裕二 |

○愛媛県告示第754号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年6月3日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                      | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員                 | 延 長                      | 備 考 |
|-------|-------|--|----------|------------------------------|--------------------------|-----|
| 一般国道  | 440号  | 上浮穴郡久万高原町柳井川字永野3454番2から<br>同字永野4234番2まで  | 旧        | メートル<br>9.2~52.0<br>6.0~52.0 | キロメートル<br>0.240<br>0.302 |     |
|       |       |  | 新        | 9.2~52.0                     | 0.240                    |     |
| "     | "     | 上浮穴郡久万高原町西谷字郷角13348番5から<br>同字郷角13313番まで  | 旧        | 9.5~55.2<br>6.0~55.2         | 0.120<br>0.195           |     |
|       |       |  | 新        | 9.5~55.2                     | 0.120                    |     |
| "     | "     | 上浮穴郡久万高原町西谷字小村10171番7から<br>同字古味2893番まで   | 旧        | 11.5~69.6<br>5.1~69.6        | 0.900<br>1.100           |     |
|       |       |  | 新        | 11.5~69.6                    | 0.900                    |     |
| 県道    | 野村柳谷線 | 上浮穴郡久万高原町柳井川字永野4155番4から<br>同字永野3455番まで   | 旧        | 9.2~52.0<br>6.0~52.0         | 0.240<br>0.302           |     |
|       |       |  | 新        | 9.2~52.0                     | 0.240                    |     |
| "     | "     | 上浮穴郡久万高原町西谷字郷角13314番3から<br>同字郷角13335番2まで | 旧        | 9.5~55.2<br>6.0~55.2         | 0.120<br>0.195           |     |
|       |       |  | 新        | 9.5~55.2                     | 0.120                    |     |
| "     | "     | 上浮穴郡久万高原町西谷字古味2891番3から<br>同字小村10171番5まで  | 旧        | 11.5~69.6<br>5.1~69.6        | 0.900<br>1.100           |     |
|       |       |  | 新        | 11.5~69.6                    | 0.900                    |     |

○愛媛県告示第755号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局建設部及び愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年6月3日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                           | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員                 | 延 長                      | 備 考 |
|-------|-------|-------------------------------|----------|------------------------------|--------------------------|-----|
| 県道    | 網代鳥越線 | 宇和島市津島町成474番6から<br>同町成479番4まで | 旧        | メートル<br>7.9~29.8<br>6.5~29.8 | キロメートル<br>0.087<br>0.096 |     |
|       |       |                               | 新        | 7.9~29.8<br>6.9~29.8         | 0.087<br>0.033           |     |

○愛媛県告示第756号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年6月3日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間               | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員     | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|-------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 網代鳥越線 | 南宇和郡愛南町魚神山1432番 2 | 旧        | メートル<br>6.9~26.2 | キロメートル<br>0.085 |     |
|       |       |                   | 新        | 10.0~26.2        | 0.083           |     |

○愛媛県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名   | 供 用 開 始 の 区 間     | 供用開始の日        |
|-------|-------|-------------------|---------------|
| 県 道   | 網代鳥越線 | 南宇和郡愛南町魚神山1432番 2 | 平成23年 6 月 3 日 |

○愛媛県告示第758号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成23年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 随意契約に係る物品等の<br>名称及び数量                                    | 契約に関する事務を<br>担当する機関の名称<br>及び所在地          | 随意契約の相手方<br>を決定した日 | 随意契約の相手方の氏<br>名及び住所               | 随意契約に係る<br>契約金額 | 随意契約にした理由   |
|--|--|--------------------|-----------------------------------|-----------------|---|
| 東芝製 I C 運転免許証<br>作成用消耗品<br>カード<br>(新規、一般、優良)             | 愛媛県警察本部警務部<br>会計課<br>愛媛県松山市南堀端町<br>2番地 2 | 平成23年 3 月29日       | 株式会社東芝四国支社<br>高松市寿町二丁目 2 番 7<br>号 | 単価 139,860円     | 地方公共団体の物品等又は特定役<br>務の調達手続きの特例を定める政<br>令第10条第1項第1号及び第2号<br>の規定による。 |
| 東芝製 I C 運転免許証<br>作成用消耗品<br>インクリボン<br>(イエロー、マゼンダ、シ<br>アン) |  |                    |                                   | 単価 26,586円      |   |
| 東芝製 I C 運転免許証<br>作成用消耗品<br>インクリボン<br>(クロ)                |  |                    |                                   | 単価 13,965円      |   |
| 東芝製 I C 運転免許証<br>作成用消耗品<br>免許証保護膜<br>カートリッジ              |  |                    |                                   | 単価 31,815円      |   |
| 東芝製 I C 運転免許証<br>作成用消耗品<br>免許証ラミネート<br>カートリッジ            |  |                    |                                   | 単価 13,587円      |   |

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成23年 5 月25日あったので公表する。

平成23年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成23年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成23年 6 月 5 日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

| 病 院 名                      | 所 在 地                |
|----------------------------|----------------------|
| 医療法人 敬愛会久米病院               | 松山市南久米723            |
| 特定医療法人 清和会和ホスピタル           | 松山市柳原739             |
| 医療法人 北辰会西条市民病院             | 西条市小松町妙口甲1521        |
| 財団法人 新居浜精神衛生研究所<br>財団新居浜病院 | 新居浜市松原町13 - 47       |
| 医療法人 十全会十全第二病院             | 新居浜市角野新田町 1 - 1 - 28 |
| 八幡浜医師会立双岩病院                | 八幡浜市若山 4 番耕地163      |

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県道路交通規則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年6月3日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県道路交通規則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第1条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>(公安委員会にする申請等)</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの申請をしようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署(第4号の申請にあっては、自動車の使用の本拠地を管轄する警察署)を経由しなければならない。ただし、<u>第1号及び第2号</u>の申請にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p><b>別記様式第22号の3(第24条の4関係) 運転免許証更新連絡書</b></p> <p>住所<br/>氏名 様</p> <p style="text-align: right;">愛媛県公安委員会<br/>運転免許証更新連絡書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>あなたの運転免許証の有効期限が近づきましたので、次により更新の手続きをとってください。</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 更新手続の際に持参する物</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) その他持参する物</p> <p>ア~ウ 省略</p> <p>エ 住所を変更されている方は、住民票の写し<u>又は</u>その他の住所を確認できる書類の<u>いずれか</u></p> <p>オ 運転免許証の再交付の申請と更新の申請を同時に行う方及び免許の効力が停止されている期間中に更新の申請を行う方は、免許用写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1枚</p> <p>カ 1の表に記載された講習の種別が初回更新者講習の方のうち、前回更新時に海外旅行、入院等のやむを得ない理由により免許証の更新を受けることができず、その免許が効力を失った日から起算して6月を経過する前に次の免許を</p> | <p>(公安委員会にする申請等)</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの申請をしようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署(第4号の申請にあっては、自動車の使用の本拠地を管轄する警察署)を経由しなければならない。ただし、<u>第5号</u>の申請にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p><b>別記様式第22号の3(第24条の4関係) 運転免許証更新連絡書</b></p> <p>住所<br/>氏名 様</p> <p style="text-align: right;">愛媛県公安委員会 <u>印</u><br/>運転免許証更新連絡書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>あなたの運転免許証の有効期限が近づきましたので、次により更新の手続きをとってください。</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 更新手続の際に持参する物</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) その他持参する物</p> <p>ア~ウ 省略</p> <p>エ 住所を変更されている方は、住民票の写し<u>_____</u>その他の住所を確認できる書類</p> <p>オ 運転免許証の再交付の申請と更新の申請を同時に行う方及び免許の効力が停止されている期間中に更新の申請を行う方は、免許用写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1枚</p> <p><u>なお、再交付の申請と同時に更新の申請をされる方は、住所を管轄する警察署で作成した再交付申請書も必要となります。</u></p> <p>カ 1の表に記載された講習の種別が初回更新者講習の方のうち、前回更新時に海外旅行、入院等のやむを得ない理由により免許証の更新を受けることができず、その免許が効力を失った日から起算して6月を経過する前に次の免許を</p> |

受けた方で当該効力を失った免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間が継続していたとみなされ、更新日までに継続して免許を受けている期間が5年以上となることにより、優良運転者又は一般運転者となる方は、パスポート又はその他のやむを得ない理由を証明することができる書類のいずれか

4・5 省略

受けた方で当該効力を失った免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間が継続していたとみなされ、更新日までに継続して免許を受けている期間が5年以上となることにより、優良運転者又は一般運転者となる方は、パスポートその他 \_\_\_\_\_ やむを得ない理由を証明することができる書類

4・5 省略

(愛媛県公安委員会公印規程の一部改正)

第2条 愛媛県公安委員会公印規程(昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後         |                   |         |                |    |            | 改正前         |                        |                   |         |                |    |            |   |
|-------------|-------------------|---------|----------------|----|------------|-------------|------------------------|-------------------|---------|----------------|----|------------|---|
| 別表(第2条関係)   |                   |         |                |    |            | 別表(第2条関係)   |                        |                   |         |                |    |            |   |
| 1 愛媛県公安委員会印 |                   |         |                |    |            | 1 愛媛県公安委員会印 |                        |                   |         |                |    |            |   |
| 項           | ひな形               | 書体      | 寸法<br>(ミリメートル) |    | 管理責任者      | 用途          | 項                      | ひな形               | 書体      | 寸法<br>(ミリメートル) |    | 管理責任者      | 用途  |
|             |                   |         | 縦              | 横  |            |             |                        |                   |         | 縦              | 横  |            |   |
| 1~3<br>省略   |                   |         |                |    |            |             |                        |                   |         |                |    |            |   |
| 4           | 員公愛<br>会安媛<br>印委県 | かい<br>書 | 10             | 10 | 運転免許課<br>長 | 1           | 運転免許<br>証更新連絡<br>書の作成用 | 員公愛<br>会安媛<br>印委県 | かい<br>書 | 10             | 10 | 運転免許課<br>長 | 2 更新時講<br>習の受講の<br>通知に係る<br>書面の作成<br>用<br>3 高齢者講<br>習の連絡に<br>係る書面の<br>作成用<br>4 省略 |
| 5~12<br>省略  |                   |         |                |    |            | 1           | 省略                     |                   |         |                |    |            |   |
| 注 省略        |                   |         |                |    |            | 注 省略        |                        |                   |         |                |    |            |   |
| 2 省略        |                   |         |                |    |            | 2 省略        |                        |                   |         |                |    |            |   |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

○正 誤

平成23年5月17日付け第2267号中

| ページ | 箇所   | 誤   | 正   |
|-----|------|-----|-----|
| 477 | 告示番号 | 645 | 646 |

|     |   |     |     |
|-----|---|-----|-----|
| 478 | " | 646 | 647 |
| "   | " | 647 | 648 |
| "   | " | 648 | 649 |
| "   | " | 649 | 650 |



|     |   |     |     |
|-----|---|-----|-----|
| 479 | " | 650 | 651 |
| "   | " | 651 | 652 |
| "   | " | 652 | 653 |
| 480 | " | 653 | 654 |
| "   | " | 654 | 655 |
| "   | " | 655 | 656 |
| "   | " | 656 | 657 |
| 481 | " | 657 | 658 |